

## (旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第5条から第9条までの規定による職務の級、初任給、昇格及び昇給等に関する基準を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本法人 公立大学法人大阪をいう。
- (2) 教職員 旧給与規程第1条の規定による教職員をいう。
- (3) 教員 公立大学法人大阪教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項に規定する教員をいう。
- (4) 職員 第2号に規定する教職員のうち、就業規則第2条第3項に規定する職員をいう。
- (5) 技能職員 職員のうち旧給与規程第4条第2号に掲げる一般職給料表(2)の適用を受けるものをいう。
- (6) 給料月額 給料表に定める給料の月額をいう。
- (7) 初任給 新たに教職員となった者の給料月額をいう。
- (8) 昇格 教職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (9) 降格 教職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (10) 教員在職期間 教員として在職した期間をいう。
- (11) 経験年数 第7条、第16条及び第21条の規定により計算される外部経験、職員経験及び教員在職期間の合計の年数をいう。
- (12) 必要経験年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (13) 在級年数 教職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (14) 必要在級年数 教職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

#### (職務の分類)

第3条 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類（以下「職務分類」という。）するものとする。

2 前項の職務の分類の基準となるべき、各職務の級における標準的な職務の内容は、別表第1（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。

#### (職務の級の資格基準)

第4条 教職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第2（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

2 級別資格基準表は、その者に適用される給料表、職種等及び学歴、免許等の資格の区分に応じて適用する。

- 3 級別資格基準表において、学歴、免許等の資格の区分に定めがある場合は、当該教職員の最終の学歴、免許等の資格に応じて適用するものとする。ただし、当該教職員の最終の学歴、免許等の資格以外の資格による方がその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

## 第2章 採用時における職務の級の決定

### (新たに採用された者の職務の級の決定)

第5条 新たに教職員として採用された者の職務の級は、その職務に応じて決定する。

- 2 前項の職務の級の決定にあたっては、級別資格基準表に資格の定めのあるものについては、その資格を満たす級の範囲内で行うものとする。

### (前職等の期間を有する職員の職務の級の決定)

第6条 新たに職員として採用された者で、次の各号に該当する者は、級別資格基準表の適用にあたって用いる学歴、免許等の資格を取得した日以降本法人に教職員として採用されるまでの経歴に係る期間（以下「前職等の期間」という。）の全部又は一部を各職務の級の在級年数とみなして、級別資格基準表を適用することができる。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により、大阪市の職員（以下「市職員」という。）から引き続き職員となった者
- (2) 市職員から人事交流等により引き続いて職員となった者
- (3) 就業規則第18条の規定により国、地方公共団体又はその他法人（以下「転籍出向先法人」という。）の役職員となり、その後本法人の教職員として復帰のため採用された者
- (4) 専門的知識、実務経験等を必要とする職に採用された者で、前職等の期間を6月以上有するもののうち、理事長が特に必要と認めるもの

### (前職等の期間を有する教員の職務の級の決定)

第7条 教員として採用された者で、前職等の期間を有する者については、その期間を別表第3に定めるところにより換算して得た月数（以下「外部経験」という。）12月につき1年を経験年数として、級別資格基準表を適用するものとする。

## 第3章 初任給の決定

### 第1節 初任給基準

#### (初任給)

第8条 新たに教職員として採用された者（第13条に規定する者を除く。次条から第12条までにおいて同じ。）の初任給は、その者が適用を受ける給料表、職種等、学歴、免許等の資格及び職務の級の区分に応じて別表第4（以下「初任給基準表」という。）に掲げる号給とする。

### 第2節 職員の前歴加算

#### (外部経歴を有する職員の初任給)

第9条 新たに職員として採用された者のうち、次項に定める初任給基準日から本法人に教職員として採用されるまでの間の経歴に係る期間（次条の規定の適用を受ける者にあつては、同条に規定する経歴に係る期間を除く。以下「外部経歴期間」という。）を有するも

のの初任給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 次に掲げる数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）を前条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給
    - ア 別表第5に掲げる月数の合計月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。以下「換算月数」という。）のうち60月以内の部分をも3月で除して得た数
    - イ 換算月数のうち60月を超える部分を4.5月で除して得た数
  - (2) 看護職給料表(1)の適用を受ける者のうち、当該外部経歴に60月を超える同種職務（職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務をいう。以下同じ。）に従事した期間があるもの 次に掲げる数の合計数を前条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給
    - ア 別表第5第1号に掲げる月数を3月で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）
    - イ 同表第2号から第4号までに掲げる月数の合計月数に、前項により切り捨てられた端数に3を乗じた数を加えて得た月数（1未満の端数があるときは、これを1月とする。）を、4.5月で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）
- 2 前項の初任給基準日とは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるものをいう。
- (1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 初任給の算定の基礎となる学歴、免許等の資格を取得した日
  - (2) 次号に掲げる者以外の技能職員 18歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日
  - (3) 学歴、免許等の資格を必要とする職務の技能職員となった者のうち18歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後に学歴、免許等の資格を取得したもの 当該学歴、免許等の資格を取得した日

#### （大学院の課程を修了した者等の初任給）

第10条 新たに職員として採用された者のうち、別表第6に掲げるものの初任給は、同表に掲げる月数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）を3月で除して得た数を、前2条の規定により算出して得た号給の号数に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

### 第3節 削除

第11条 削除

### 第4節 教員の前歴加算

#### （前職等の期間を有する教員の初任給）

第12条 新たに教員として採用された者のうち、前職等の期間を6月以上有するものの初任給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 教授 次に掲げる数の合計数を第8条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給
  - ア 経験年数から必要経験年数を差し引いて得た年数に12を乗じて得た月数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下「加算対象月数」という。）のうち138月以内の部分

当該部分の加算対象月数を6月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に2を乗じて得た数

イ 加算対象月数のうち138月を超え192月以内の部分

当該部分の加算対象月数を9月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に2を乗じて得た数

(2) 准教授 次に掲げる数の合計数を第8条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給

ア 加算対象月数のうち174月以内の部分

当該部分の加算対象月数を6月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に2を乗じて得た数

イ 加算対象月数のうち174月を超え192月以内の部分

当該部分の加算対象月数を9月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に2を乗じて得た数

(3) 講師 次に掲げる数の合計数を第8条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給

ア 加算対象月数のうち210月以内の部分

当該部分の加算対象月数を6月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に2を乗じて得た数

イ 加算対象月数のうち210月を超え228月以内の部分

当該部分の加算対象月数を9月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に2を乗じて得た数

(4) 助教 外部経験の月数（当該月数が144月を超えるときは144月とする。）を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。）に4を乗じて得た数を、第8条の規定による号給に加えて得た数を号数とする号給とする。

#### 第5節 初任給基準の定めのない職務の級の初任給

##### （初任給基準の定めのない職務の級の初任給）

第13条 新たに教職員となった者で、第2章（採用時における職務の級の決定）の規定により決定された職務の級について、初任給基準表に号給の定めがないものの初任給は、その者の職務の内容、学歴、免許等の資格、他の教職員との均衡等を考慮して決定する。

#### 第6節 人事交流等により異動した場合の初任給

##### （人事交流等により異動した場合の初任給）

第14条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて教職員となった者の初任給を前6条の規定により算定した場合には著しく他の教職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該各号に定める時から教職員として在職したものとみなして、その時の初任給を基礎とし、以降引き続いて教職員となった日までの期間の業績等を考慮し相当の昇給があったものとした場合に受ける号給（理事長が定める場合にあっては、その者が引き続いて教職員となった日の前日に受けていた給料月額を基準とし、他の教職員等の均衡を考慮して調整した号給。）を、その者の初任給を決定することができる。

(1) 本法人の役員 役員となったとき（役員となる前日に引き続く教職員又は市職員の

期間がある場合は当該教職員又は市職員となったときとする。さらにその前に引き続き教職員、役員又は市職員の期間がある場合はこれらの始期となる日とする。）

- (2) 市職員 市職員となったとき（市職員となる前に引き続き教職員又は役員である期間がある場合は引き続き教職員又は役員となったときとする。さらにその前に引き続き教職員、役員又は市職員の期間がある場合はこれらの始期となる日とする。）

- 2 就業規則第 18 条の規定により転籍出向先法人の役職員となり、その後に本法人の教職員として復帰のため採用された者については、前 6 条の規定にかかわらず、当該転籍出向先法人の役職員となった間も引き続き教職員であったものとみなした場合に復帰した日に受けることとなる号給をもって、その者の復帰した日の号給とする。

#### 第 4 章 異動時における職務の級の決定

##### (職員の異動の場合の職務の級の決定)

第 15 条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給の基準を異にする他の職に異動させた場合には、その者が異動後の職に移った日に新たに職員として採用されたものとみなして第 5 条及び第 6 条の規定を適用し、その者の職務の級を決定するものとする。

- 2 教職員を給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合において、異動後の職が職員であるものについては、その者が教職員として採用された日（免許等の資格を必要とする職務に移った者が教職員として採用された時以後に免許等の資格を取得した場合にあっては、当該免許等の資格を取得した日）から当該異動となる日の前日までの期間の全部又は一部を在級年数とみなして第 5 条及び第 6 条の規定を適用し、その者の職務の級を決定するものとする。

##### (教員の異動の場合の職務の級の決定)

第 16 条 職員である者を教員の職に異動させた場合については、その者が職員として採用された日から当該異動となる日の前日までの期間の月数（以下「職員経験」という。）12 月につき 1 年を経験年数として、級別資格基準表を適用し、その者の職務の級を決定するものとする。

- 2 職員である者を教員の職に異動させた場合において、職員として採用される日の前に外部経験を有するものについては、前項の規定にかかわらず、外部経験に職員経験を加えたもの 12 月につき 1 年を経験年数として、級別資格基準表を適用するものとする。

#### 第 5 章 異動時における号給の決定

##### (異動の場合の号給等)

第 17 条 教職員を給料表の適用を異にすることなく 1 の職から次の各号に掲げる職に異動させた場合におけるその者の号給は、その者が異動後の職に移った日において新たに教職員として採用されたものとみなして、第 3 章（初任給の決定）の規定により決定する。ただし、当該号給の給料月額が、異動後の職に移った日の前日に受けていた号給の給料月額（以下この項において「現給」という。）に達しないときは、理事長が定める場合に限り、現給を基準とし、他の教職員との均衡を考慮してその者の号給を調整し、決定することができる。

- (1) 異動前の職と同じ職務の級で初任給の基準を異にする職

- (2) 異動前の職と職務の級を異にする職で初任給の基準を異にする職種等に属する職
- 2 教職員を給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合におけるその者の号給は、その者が教職員として採用された日（免許等の資格を必要とする職務に移った者が教職員となった時以後に免許等の資格を取得した場合にあっては、当該免許等の資格を取得した日）から異動後の職の教職員として在職したものとみなして、教職員として採用された日に当該異動後の職で採用された場合の初任給を基礎として、以降当該異動の日までの期間の勤務成績等を考慮し相当の昇給があったものとした場合に受ける号給（理事長が定める場合にあっては、その者が異動した日の前日に受けていた給料月額を基準とし、他の教職員との均衡を考慮して調整した号給）により決定するものとする。

#### **（上位資格の取得等の場合の給料月額の決定）**

第 18 条 教職員が新たに教職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（前条第 1 項ただし書又は同条第 2 項の規定の適用を受ける場合を除く。）又は理事長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を理事長が定めるところにより上位の号給に決定することができる。

## **第 6 章 昇格**

### **（昇格）**

第 19 条 教職員を昇格させる場合には、その職務に応じて、その者の属する職務の級を上位の職務の級に昇格させる。

- 2 前項の昇格の決定にあたっては、級別資格基準表に資格の定めのあるものについては、その資格を満たした限りで行うものとする。

### **（前職等の期間等を有する職員の最初の昇格）**

第 20 条 次の各号に掲げる者について、採用後又は異動後最初の昇格にあたり前条の規定を適用する場合には、当該各号に定める期間の全部又は一部を各職務の級の在級年数とみなして、級別資格基準表を適用することができる。

- (1) 第 6 条の規定の適用を受ける者 その者の前職等の期間から、採用時の職務の級の必要在職年数となった期間を控除した期間
- (2) 第 15 条第 2 項の規定の適用を受ける者 その者の前職等の期間にその者が教職員採用された日（免許等の資格を必要とする職務に移った者が教職員となった時以後に免許等の資格を取得した場合にあっては、当該免許等の資格を取得した日）から当該異動の日までの期間を加えたものから、異動時の職務の級の必要在職年数となった期間を控除した期間

### **（前職等の期間を有する教員の昇格）**

第 21 条 第 7 条又は第 16 条の規定を受ける教員については、これらの規定による外部経験及び職員経験に教員在職期間を加えたもの 12 月につき 1 年を経験年数として、級別資格基準表を適用するものとする。

### **（上位資格の取得等による昇格）**

第 22 条 教職員が級別資格基準表の学歴、免許等の資格の区分を異にする学歴、免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前 3

条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

## 第7章 昇格時の号給の決定

### (昇格の場合の号給)

- 第23条 教職員を昇格させた場合(第17条第1項第2号の規定の適用を受ける場合を除く。)  
におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、その者に適用される給料表及びその者が当該昇格の日の前日に受けていた号給に応じて別表第7に定める昇格後の級の号給とする。
- 2 教職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、看護職給料表(1)の適用を受ける者を昇格させた場合(第17条第1項第2号の規定の適用を受ける場合を除く。)におけるその者が当該昇格後の受ける号給は、昇格後の級の1号給とする。

### (降格の場合の号給)

- 第24条 教職員を降格させた場合(第17条第1項第2号の規定の適用を受ける場合を除く。)  
におけるその者の号給は、当該降格の日の前日に受けていた給料月額と同じ号給(同じ号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
- 2 前条第2項の規定は、教職員を2級以上下位の職務の級へ降格させた場合の号給について準用する。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、看護職給料表(1)の適用を受ける者を降格させた場合(第17条第1項第2号の規定の適用を受ける場合を除く。)におけるその者の号給は、当該降格前の期間における当該降格後の職務の級を受けていた期間の末日に受けていた号給を基礎として、同日から当該降格の日の前日まで当該降格後の職務の級を受けていたものとみなし、当該降格までの期間における勤務成績を考慮して、順次昇給させた場合に得られる号給とする。

### (降格した教職員を最初に昇格させる場合)

- 第25条 降格した教職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者が当該昇格後に受ける号給は、第23条に規定にかかわらず、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、1度の降格で2級以上下位の職務の級へ降格した教職員を当該降格後に昇格させた場合において、その者が当該昇格に受ける号給は、当該昇格によりその教職員の職務の級が当該降格前の職務の級に達するまでの間に限り、その者が当該昇格の日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の昇給がないときは、直近上位の額の号給)とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、看護職給料表(1)の適用を受ける者が当該昇格後に受ける号給は、第23条の規定にかかわらず、当該降格前の職務の級に達するまでの間に限り、その者が当該昇格の日の前日の職務の級に降格する日の前日の職務の級及び号給とする。
  - 4 第14条及び第17条の規定により調整された給料月額を受ける教職員を昇格させた場合の号給については、理事長が定める。

### (教員の昇格時の給料月額に関する特例)

第26条 教員を昇格させた場合において、前3条までの規定により決定した号給の給料月額が、当該昇格した日において新たに本法人の教員として採用されたとみなして決定した初任給（以下「仮定初任給」という。）の月額に達しないときは、これらの規定にかかわらず、仮定初任給の月額に相当する号給を昇格後の号給することができる。

## 第8章 昇給

### （昇給の時期）

第27条 旧給与規程第9条第1項の規定による昇給の時期は、1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

### （勤務成績の区分による昇給の号給数）

第28条 旧給与規程第9条第2項の規定による昇給の号給数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 一般職給料表(1)の2級、一般職給料表(2)の1級及び看護職給料表(1)の1級である職員 昇給させる年度の前年度の4月1日から3月31日までの期間（以下「前年度の評価期間」という。）における勤務成績の評価（前年度の評価期間における勤務成績の評価に基づいて昇給の号給数を決定することが著しく不相当であると認める場合にあっては、昇給させる年度の前々年度の4月1日から昇給させる前年度の3月31日までの期間における勤務成績の評価。次号及び第3号において「勤務成績の評価」という。）に応じ、それぞれ次に定める号給数

- ア 勤務成績が特に良好である職員 5号給
- イ 勤務成績が良好である職員 4号給
- ウ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給
- エ 勤務成績が良好でない職員 0号給

(2) 一般職給料表(1)の1級である職員 勤務成績の評価に応じ、それぞれ次に定める号給数

- ア 勤務成績が良好である職員 4号給
- イ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給
- ウ 勤務成績が良好でない職員 0号給

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 勤務成績の評価に応じ、それぞれ次に定める号給数

- ア 勤務成績が優秀である職員 6号給
- イ 勤務成績が良好である職員 4号給
- ウ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給
- エ 勤務成績が良好でない職員 0号給

(4) 教員 4号給

2 次の各号に掲げる割合は、当該各号に定める割合におおむね合致していなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける職員の数の割合 100分の40

(2) 前項第3号に掲げる職員の総数に占める同号アの規定の適用を受ける職員の数の割



合 100分の30

**(勤怠による昇給の号給数の調整)**

第29条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる教職員の昇給の号給数は、同条の規定により算定された昇給の号給数に相当する数から当該各号に定める号給数を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0）とする。

- (1) 休職等の事由により、昇給日の13月前の日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間（当該期間の中途において新たに教職員となった者又は第17条第1項若しくは第18条の規定により号給を決定された者（第17条第1項ただし書の規定の適用を受ける者を除く。以下これらを「新たに教職員となった者等」という。）にあつては、新たに教職員となった日又は当該号給を決定された日（以下これらを「新たに教職員となった日等」という。）から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間。以下「勤怠調査期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教職員 2号給
- (2) 休職等の事由によって、勤怠調査期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない教職員 4号給
- (3) 勤怠調査期間において、欠勤が1日以上ある教職員 2号給
- (4) 勤怠調査期間において、欠勤が3日以上ある教職員 4号給

2 前項第1号及び第2号の休職等の事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 就業規則第21条第1項第1号及び(旧)公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則(以下「旧就業規則」という。)第19条第1項第2号から第7号の規定による休職
- (2) 就業規則第47条の規定による業務傷病休業及び通勤傷病休業（以下「業務傷病休業等」という。）
- (3) 就業規則第53条第3号の規定による停職
- (4) 旧就業規則第58条第1項の規定による就業の禁止により与えられた病気休暇（以下「就業の禁止における病気休暇」という。）
- (5) 就業規則第63条第1項の規定による勤務停止により与えられた病気休暇（以下「勤務停止における病気休暇」という。）
- (6) (旧)公立大学法人大阪市立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「旧育児・介護休業等規程」という。）第3条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）
- (7) 旧育児・介護休業等規程第11条第1項の規定による介護休業（1日単位のものに限る。以下「介護休業」という。）
- (8) (旧)公立大学法人大阪市立大学教職員の自己啓発等休業に関する規程の規定による自己啓発等休業（以下「旧自己啓発等休業」という。）
- (9) 旧勤務時間等規程第28条の規定による病気休暇（第4号及び第5号に該当するものを除く。）
- (10) 欠勤（1日単位のものに限る。）
- (11) 旧勤務時間等規程第19条第2項第1号の規定により理事長の承認を得て勤務しない日（1日単位のものに限る。）

3 1日の勤務時間の一部について欠勤があった場合における第1項第3号及び第4号の規

定の適用については、当該欠勤の回数が3回に達するごとに1日の欠勤があったものとみなす。

4 教職員が、第1項各号に掲げる事項の2以上に該当するときは、そのうち当該各号に定める数の最も大きい事項の1つを適用するものとする。

#### (懲戒処分等による昇給の号給数の調整)

第30条 前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる教職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数から当該各号に定める数を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0とする。）とする。

(1) 昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに教職員となった者等にあつては、新たに教職員となった日等から昇給日の前日までの期間。以下「懲戒処分等調査期間」という。）において、就業規則第53条第1号に掲げる戒告の処分を受けた教職員

2号給

(2) 懲戒処分等調査期間において、就業規則第53条第2号に掲げる減給の処分を受けた教職員 3号給

(3) 懲戒処分等調査期間において、就業規則第53条第3号に掲げる停職の処分を受けた教職員 4号給

(4) 前3号に掲げる教職員に準ずる者として理事長が定める教職員 2号給以下で理事長が定める号給

2 前年の昇給において本条の規定の適用を受けた者のうち、前回勤怠調整後昇給号数（前年の昇給において前2条の規定により算定された昇給の号給数をいう。）から前回懲戒処分等減号数（前年の昇給において本条の規定により減じられることとなる号給数をいう。）を減じた数が0を下回っていたものの当年の昇給の号給数は、当年の昇給において前2条及び前項の規定により算定される昇給の号給数から当該下回っていた数を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、0とする。）とする。

#### (年齢による昇給の号給数の抑制)

第31条 前3条の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に次の各号に定める年齢以上となる教職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数を2で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とする。）とする。

(1) 教員（次号の教員を除く。） 59歳

(2) 医学研究科に勤務する教員 61歳

(3) 職員 56歳

#### (勤務期間に応じた昇給の号給数)

第32条 前4条の規定にかかわらず、前年の昇給日後に新たに教職員となった者等（転籍出向から復帰した者を除く。）の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数に、新たに教職員となった日等から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とする。

#### (転籍出向からの復帰した者の昇給の号給数の調整)

第33条 前5条の規定にかかわらず、就業規則第18条の規定により転籍出向していた者が、

前年の昇給日後に本法人に復帰した場合については、これらの規定により算定された昇給の号給数を基礎とし、他の教職員との均衡を考慮して調整するものとする。

**(市職員から人事交流等により引き続いて教職員となった者の最初の昇給)**

第33条の2 市職員から人事交流等により引き続いて教職員となった者について、採用後最初の昇給にあたり第28条から第32条までの規定を適用する場合には、市職員の期間を本法人の在職期間とみなすことができる。

**(本法人の役員から引き続き教職員となった者の最初の昇給)**

第33条の3 第28条から第32条までの規定にかかわらず、本法人の役員であった者が、前年の昇給日後に引き続き教職員となった場合については、これらの規定により算定された昇給の号給数を基礎とし、他の教職員との均衡を考慮して調整するものとする。

**(昇給しない教職員)**

第34条 前8条の規定による号給数が0となる教職員は昇給しない。

**(年齢による昇給の停止)**

第34条の2 前9条の規定にかかわらず、年度の初日の前日において、63歳以上の年齢に達している教員（医学研究科に勤務する教員を除く。）は昇給しない。

**(最高号給を超える場合の号給)**

第35条 第28条から第33条の3までの規定にかかわらず、これらの規定により算定された号給が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給を超える場合は、最高の号給をもって昇給後の号給とする。

**(復職時等における号給の調整)**

第36条 第29条第2項第1号から第9号に掲げる事由により勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、当該期間を別表第8に定める換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、理事長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

## 第9章 雑則

**(この規程により難しい場合の措置)**

第37条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、理事長の定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

**(給料月額 of 訂正)**

第38条 教職員の給料月額の決定に誤りがあり、理事長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正（昇給期間の短縮を含む。）を将来に向かつて行うことができる。

**(施行の細目)**

第39条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

**(施行期日等)**

- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**(経過措置)**

- 2 合併前の公立大学法人大阪市立大学の役員又は教職員（以下「旧市大法人役職員」という。）から合併により引き続いて教職員となった者の最初の昇給にあたり第28条から第32条までの規定を適用する場合においては、旧市大法人役職員の期間を本法人の在職期間とみなす。
- 3 平成31年3月31日以前にこの規程の第29条第2項第1号から第9号に掲げる事由に相当する事由により勤務しない期間を有する教職員にあっては、当該勤務しない期間をこの規程の第29条第2項第1号から第9号に掲げる事由により勤務しない期間とみなして第36条の規定を適用する。

**(看護職給料表(1)の改正による昇格の特例)**

- 4 平成31年3月31日において、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程別表第5の適用を受けていた教職員において、平成31年4月1日から令和4年3月31日までの期間に昇格した者の号給については、第23条第3項の規定にかかわらず、旧給与規程附則第12項を適用する。

別表第1

級別標準職務表

給料表	職務の級	標準的な職務の内容
一般職給料表(1)	1級	定形的な業務を行う職務
	2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	3級	特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行うとともに、係長等を補佐する主務の職務
	4級	係長、担当係長又は主査の職務
一般職給料表(2)	1級	1 定形的な業務を行う職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
	2級	業務主任の職務
	3級	1 部門監理主任の職務 2 技能統括主任の職務
教育職給料表	1級	助教の職務
	2級	講師の職務
	3級	准教授の職務
	4級	教授の職務
看護職給料表(1)	1級	看護師又は助産師の職務
	2級	高度の知識経験を必要とする業務を行う看護師若しくは助産師の職務又は認定看護師の職務
	3級	看護主任又は専門看護師の職務
	4級	副師長の職務
	5級	師長、主査又は担当係長の職務

別表第2

級別資格基準表

ア 職員のうち一般職給料表(1)の適用を受ける者

職種等	学歴、免許等の資格	職務の級		
		1級	2級	3級
事務職員	大学卒	0	1	6
	短大(3年制)卒	0	2	6
	短大(2年制)卒	0	3	6
	高校卒	0	5	6
技術職員	大学卒	0	1	6
	短大卒	0	3	6
	高校卒	0	5	6
司書	—	0	1	6

備考) 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数とする。

イ 職員のうち一般職給料表(2)の適用を受ける者

職種等	学歴、免許等の資格	職務の級
		1級
技能職員	—	0

備考) 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数とする。

ウ 削除

エ 職員のうち看護職給料表(1)の適用を受ける者

職種等	学歴、免許等の資格	職務の級	
		1級	2級
看護師	—	0	医学部附属病院看護部が実施するクリニカルラダーのレベルⅣを修得した者と同等の能力を有すると認められる者

備考) 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要在級年数とする。

オ 削除

カ 教員

職種等	学歴、免許等の資格	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
教授	医学博士課程修了	0	0	1.5	8.5
	博士課程修了	0	0	2.5	9.5
	修士課程修了	0	2.5	5.5	12.5
	大学(6年制)卒	0	2.5	5.5	12.5
	大学卒	0	4.5	7.5	14.5
	短大(3年制)卒	0	6.5	9.5	16.5
	短大(2年制)卒	0	7.5	10.5	17.5
准教授	医学博士課程修了	0	0	1.5	
	博士課程修了	0	0	2.5	
	修士課程修了	0	2.5	5.5	
	大学(6年制)卒	0	2.5	5.5	
	大学卒	0	4.5	7.5	
	短大(3年制)卒	0	6.5	9.5	
	短大(2年制)卒	0	7.5	10.5	
講師	医学博士課程修了	0	0		
	博士課程修了	0	0		
	修士課程修了	0	2.5		
	大学(6年制)卒	0	2.5		
	大学卒	0	4.5		
	短大(3年制)卒	0	6.5		
	短大(2年制)卒	0	7.5		
助教	医学博士課程修了	0			
	博士課程修了	0			
	修士課程修了	0			
	大学(6年制)卒	0			
	大学卒	0			
	短大(3年制)卒	0			
	短大(2年制)卒	0			

備考)

- (1) 職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に決定するための必要経験年数とする。
- (2) 職務の級欄に定める数字「0.5年」は、6月とする。
- (3) 「医学博士課程修了」には、歯学博士課程又は獣医学博士課程修了を含むものとする。
- (4) 「博士課程修了者」には、「医学博士課程修了者」を含まないものとする。
- (5) 大学(6年制)卒の者のうち、インターン修了者は、必要経験年数を1年減じる。

別表第3

前職等期間換算表

前職等の期間に応じて、次に定めるところにより算出して得た月数の合計	
1 教員又は研究所の研究者として勤務した期間の部分	当該期間に相当する月数
2 学校における在学期間（修業年限又は正規の修学年数の期間に限る。）の部分	当該期間に相当する月数
3 その他その者の職務に直接役立つと認められる職務に従事した期間の部分	当該期間に相当する月数
4 その者の職務とその種類が類似する職務に従事した期間の部分	当該期間に相当する月数に5分の4を乗じて得た月数
5 その他の期間の部分	当該期間に相当する月数に2分の1を乗じて得た月数
備考) 1月に満たない期間があるときは、1日を30分の1月とする。□	



別表第4

初任給基準表

適用を受ける 給料表	職種等	学歴、免許等 の資格	職務の級	号給
一般職給料表(1)	事務職員	大学卒	1級	27号給
		短大(3年制)卒	1級	23号給
		短大(2年制)卒	1級	19号給
		高校卒	1級	11号給
	技術職員	大学卒	1級	27号給
		短大卒	1級	19号給
		高校卒	1級	11号給
	司書	大学卒	1級	27号給
短大卒		1級	19号給	
一般職給料表(2)	技能職員	—	1級	19号給
教育職給料表	教授	4級の資格基準を満たす者	4級	17号給
	准教授	3級の資格基準を満たす者	3級	10号給
	講師	2級の資格基準を満たす者	2級	7号給
	助教	医学博士課程修了	1級	35号給
		博士課程修了	1級	31号給
		修士課程修了	1級	19号給
		大学(6年制)卒	1級	19号給
		大学(4年制)卒	1級	11号給
		短大(3年制)卒	1級	7号給
		短大(2年制)卒	1級	3号給
看護職給料表(1)	看護師	大学卒	1級	9号給
		3年制の看護師養成所卒	1級	5号給
		2年制の看護師養成所卒	1級	1号給

備考)

- (1) 「一般職給料表(1)・事務職員・大学卒」欄又は「一般職給料表(1)・技術職員・大学卒」欄の適用を受ける者の初任給の月額は、給与規程別表第1の備考に定める給料月額となる。
- (2) 「一般職給料表(1)・事務職員・短大(3年制)卒」欄又は「一般職給料表(1)・事務職員・短大(2年制)卒」欄の適用を受ける者のうち、医事運営課、患者支援課又はMedCity21運営課に所属する者の初任給の月額は、給与規程別表第1の備考に定める給料月額となる。
- (3) 「資格基準」とは、第4条に規定する級を決定する場合に必要な資格をいう。
- (4) 「医学博士課程修了」には、歯学博士課程又は獣医学博士課程修了を含むものとする。
- (5) 「博士課程修了者」には、「医学博士課程修了者」を含まないものとする。
- (6) 大学(6年制)卒の者のうち、インターン修了者は、表の号給に4号給加算する。
- (7) 看護職給料表(1)の適用を受ける者の項における「大学卒」とは、その者の職に必要とする免許の取得に関係する分野の学部の卒業に限るものとする。

別表第5

外部経歴加算月数表

月	数
(1) 外部経歴期間のうち、同種職務に従事した期間の部分に相当する月数	
(2) 外部経歴期間のうち、同種職務以外の職務に従事した期間の部分（1週間当たりの勤務時間が教職員の所定の勤務時間と同程度であるものに限る。）に相当する月数に5分の4を乗じて得た月数	
(3) 外部経歴期間（前号に規定する期間を除く。）のうち、同種職務以外の職務に従事した期間の部分（1週間当たりの勤務時間が教職員の所定の勤務時間の半分程度以上であるものに限る。）に相当する月数に2分の1を乗じて得た月数	
(4) 外部経歴期間のうち、学校教育法の規程による学校又は学校に準ずるものとして理事長が定める教育機関における在学期間の部分（正規の修学年数内の期間に限る。）に相当する月数に2分の1以下で理事長が定める割合を乗じて得た月数	

備考) 1月に満たない期間があるときは、1日を30分の1月とする。

別表第6

大学院課程修了者等加算月数表

適用者	月数
技術職員又は看護職給料表(1)の適用を受ける者で、大学院の博士課程を修了したもの及びこれに相当する学識を有すると理事長が認めるもの	60月以内で理事長が定める月数
事務職員、技術職員又は看護職給料表(1)の適用を受ける者で、大学院の修士課程を修了したもの及びこれに相当する学識を有すると理事長が認めるもの	24月以内で理事長が定める月数

別表第7

昇格対応表

ア 一般職給料表(1) 適用者

昇格前 の号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	2
23	3	1	3
24	4	1	4
25	5	1	5
26	6	2	6
27	7	3	7
28	8	4	8
29	9	5	9
30	10	6	10
31	11	7	11
32	12	8	12
33	13	9	13
34	14	10	14
35	15	11	15
36	16	12	16
37	17	13	17
38	18	14	18
39	19	15	19
40	20	16	20
41	21	17	21
42	22	18	22
43	23	19	23
44	24	20	24
45	25	21	25
46	26	22	26
47	27	23	27
48	28	24	28

49	29	25	29
50	30	26	30
51	31	27	31
52	32	28	32
53	33	29	33
54	34	30	34
55	35	31	35
56	36	32	36
57	37	33	37
58	37	34	38
59	38	35	39
60	38	36	40
61	39	37	41
62	39	38	42
63	40	39	43
64	40	40	44
65	41	41	45
66	41	42	46
67	41	43	47
68	42	44	48
69	42	45	49
70	42	46	50
71	43	47	51
72	43	48	52
73	43	49	53
74	44	50	53
75	44	51	54
76	44	52	54
77	45	53	55
78	45		
79	45		
80	45		
81	46		
82	46		
83	46		
84	46		
85	47		
86	47		
87	47		
88	47		
89	48		

イ 一般職給料表 (2) 適用者

昇格前 の号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	1	2
35	1	3
36	1	4
37	1	5
38	1	6
39	1	7
40	1	8
41	1	9
42	1	10
43	1	11
44	1	12
45	1	13
46	1	13
47	1	14
48	1	14

49	1	15
50	1	15
51	1	16
52	1	16
53	1	17
54	1	17
55	1	18
56	1	18
57	1	19
58	1	19
59	1	20
60	1	20
61	1	21
62	1	21
63	1	22
64	1	22
65	1	23
66	1	23
67	1	24
68	1	24
69	1	25
70	1	25
71	1	26
72	1	26
73	1	27
74	1	27
75	1	28
76	1	28
77	1	29
78	1	29
79	1	30
80	1	30
81	1	31
82	1	31
83	1	32
84	1	32
85	1	33
86	2	34
87	3	35
88	4	36
89	5	37
90	6	37
91	7	38
92	8	38
93	9	39
94	10	39
95	11	40
96	12	40
97	13	41
98	14	41
99	15	42
100	16	42

101	17	43
102	18	43
103	19	44
104	20	44
105	21	45
106	21	46
107	22	47
108	22	48
109	23	49
110	23	49
111	24	50
112	24	50
113	25	51
114	25	51
115	26	52
116	26	52
117	27	53
118	27	
119	28	
120	28	
121	29	
122	29	
123	29	
124	30	
125	30	
126	30	
127	31	
128	31	
129	31	
130	32	
131	32	
132	32	
133	33	
134	33	
135	33	
136	34	
137	34	
138	34	
139	35	
140	35	
141	35	
142	36	
143	36	
144	36	
145	37	
146	37	
147	37	
148	38	
149	38	
150	38	
151	39	
152	39	

153	39	
154	40	
155	40	
156	40	
157	41	
158	41	
159	41	
160	42	
161	42	
162	42	
163	43	
164	43	
165	43	
166	44	
167	44	
168	44	
169	45	
170	45	
171	46	
172	46	
173	47	
174	47	
175	48	
176	48	
177	49	



ウ 教育職給料表 適用者

昇格前 の号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	3	1	1
2	3	1	1
3	3	1	1
4	3	1	1
5	3	1	1
6	3	1	1
7	3	1	1
8	3	1	1
9	3	1	1
10	3	2	1
11	3	3	1
12	3	4	1
13	3	5	1
14	3	6	1
15	3	7	1
16	3	8	1
17	3	9	1
18	3	10	2
19	3	11	3
20	3	12	4
21	3	13	5
22	4	14	6
23	5	15	7
24	6	16	8
25	7	17	9
26	8	18	10
27	9	19	11
28	10	20	12
29	11	21	13
30	12	22	14
31	13	23	15
32	14	24	16
33	15	25	17
34	16	26	18
35	17	27	19
36	18	28	20
37	19	29	21
38	20	30	21
39	21	31	22
40	22	32	22
41	23	33	23
42	24	34	23
43	25	35	23
44	26	36	24
45	27	37	25
46	28	38	26
47	29	39	27
48	30	40	28

49	31	41	33
50	32	42	33
51	33	43	34
52	34	44	34
53	35	45	35
54	36	46	35
55	37	47	36
56	38	48	36
57	39	49	37
58	40	50	38
59	41	51	39
60	42	52	40
61	43	53	41
62	44	54	41
63	45	55	42
64	46	56	42
65	47	57	43
66	48	57	43
67	49	58	44
68	50	58	44
69	51	59	45
70	51	59	46
71	52	60	47
72	52	60	48
73	53	61	49
74	53	62	49
75	54	63	50
76	54	64	50
77	55	65	51
78	56	66	51
79	57	67	52
80	58	68	52
81	59	69	53
82	59	70	54
83	60	71	55
84	60	72	56
85	61	73	57
86	61	74	57
87	62	75	58
88	62	76	58
89	63	77	59
90	64	78	59
91	65	79	59
92	66	80	60
93	67	81	61
94	67	82	61
95	68	83	61
96	68	84	62
97	69	85	62
98	69	85	62
99	70	86	63
100	70	86	64

101	71	87	65
102	71	87	65
103	72	87	65
104	72	88	66
105	73	89	66
106	73	89	67
107	74	90	67
108	74	90	68
109	75	91	68
110	76	91	68
111	77	92	68
112	77	92	69
113	77	93	69
114	78	93	69
115	78	94	69
116	78	94	70
117	79	95	70
118	79		70
119	80		71
120	80		71
121	81		71
122	81		
123	82		
124	82		
125	83		
126	83		
127	84		
128	84		
129	85		
130	85		
131	86		
132	86		
133	87		
134	87		
135	88		
136	88		
137	89		

工 削除

才 削除

別表第8  
復職調整表

休職等の期間	換算率
就業規則第19条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。業務傷病休職）の期間	3分の3以下
就業規則第19条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。私傷病休職）の期間	3分の1以下（給与規程第38条第2項に該当する場合、2分の1以下）
就業規則第19条第1項第2号の規定による休職（起訴休職）の期間（無罪判決を受けた場合に限る。）	3分の3以下
就業規則第19条第1項第3号の規定による休職（研究休職）の期間	3分の3以下
就業規則第19条第1項第5号の規定による休職（出向休職）の期間	3分の3以下
就業規則第19条第1項第6号の規定による休職（専従休職）の期間	3分の2以下
業務傷病休業等の期間	3分の3以下
勤務停止における病気休暇の期間	2分の1以下
就業の禁止における病気休暇の期間	3分の1以下
育児休業の期間	3分の3以下
介護休業（1日単位のものに限る）の期間	3分の3以下
自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修のための休業であって、当該課程を修了しなかった場合（傷病その他やむを得ないと認められる場合を除く。）を除く。）	3分の3以下
自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修のための休業であって、当該課程を修了しなかった場合（傷病その他やむを得ないと認められる場合を除く。）に限る。）	2分の1以下
病気休暇（連続して7日以上のものに限る。）の期間（勤務停止及び就業の禁止における病気休暇の期間を除く。）	3分の1以下